

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	小児の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛川町は、小児の医療費の助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

愛川町長

## 公表日

令和8年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>愛川町長は、小児の健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とし、小児に係る医療費の一部を助成する。児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>愛川町は、愛川町小児医療費の助成に関する要綱(平成7年10月1日施行)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下、法第十九条第八号省令)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 同居者及び受給者の住民登録票、住基異動、健康保険加入状況、世帯の所得状況及び認定</li><li>② 申請に基づく医療費の一部負担金の助成</li><li>③ 審査支払機関からの請求の審査、レセプト確認</li><li>④ 償還払医療費申請の受付、審査、支給処理</li><li>⑤ 高額療養費、第三者行為、不当利得、過誤調整事務</li><li>⑥ 受給者の現況確認</li></ol>
③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	法第十九条第八号省令
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ol>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 法第十九条第八号省令 ・法第十九条第八号省令第2条の表の11、13、18、20、81、155、161の項</li><li>2. 愛川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第21号) ・第4条(別表第1 第4項) ・第4条(別表第2 第5項)</li></ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛川町役場 民生部 子育て支援課 子ども福祉班 郵便番号243-0392 住所: 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話: 046-285-6932 ファクス: 046-285-6010 E-mail: kosodate-shien@town.aikawa.kanagawa.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛川町役場 総務部 デジタル推進課 デジタル推進班 郵便番号243-0392 住所: 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話: 046-285-6925 ファクス: 046-286-5021 E-mail: digital@town.aikawa.kanagawa.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード及び静脈による認証によって限定していることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特手個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	愛川町は、愛川町小児医療費の助成に関する要綱(平成7年10月1日施行)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。	愛川町は、愛川町小児医療費の助成に関する要綱(平成7年10月1日施行)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下、法第十九条第八号省令)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	法改正に伴う見直しのため
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項	法第十九条第八号省令	事後	法改正に伴う見直しのため
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の56の項 ・第9条第1項 別表第一の7の項	1. 法第十九条第八号省令 ・法第十九条第八号省令第2条の表の11、13、18、20、81、155、161の項	事後	法改正に伴う見直しのため
令和7年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	愛川町役場 総務部 行政推進課 情報統計班 郵便番号243-0392 住所: 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話: 046-285-6925 ファクス: 046-286-5021 E-mail: gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp	愛川町役場 総務部 デジタル推進課 デジタル推進班 郵便番号243-0392 住所: 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話: 046-285-6925 ファクス: 046-286-5021 E-mail: digital@town.aikawa.kanagawa.jp	事後	機構改革による修正
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規記入	事後	様式変更による項目追加
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規記入	事後	様式変更による項目追加